

令和8年度「企業等からの一次相談窓口」ホームページ開設等業務委託仕様書

1 委託業務名

「企業等からの一次相談窓口」ホームページ開設等業務委託

2 業務の目的

地域農業と企業等の連携を円滑にすすめ、農業、農山村を支える多様な人材確保につなげるため、一般社団法人滋賀県農業会議(以下「当会議」という。)では、今年度から農業に参画したい企業等からの一次相談窓口の業務を県から受託することとしている。

そこで、農業に参入したい企業等が必要な情報を入手できるとともに、当会議からの情報発信ができるホームページを新たに開設することと併せて、「企業等からの一次相談窓口」の設置について周知を行う。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年10月1日(木)まで

4 業務の内容

(1) 農業参入について相談したい企業等に向けたホームページの開設

ア 農業参入を希望する県内外の企業等が「どこに何を相談して良いかわからない」といったことがないように、サイト内に「相談窓口」「農業参入の流れ」「農業参入事例」「事業計画」がわかりやすく、どこに相談すれば良いかがわかる内容のサイトとする。

イ レスポンシブデザインにより、スマートフォンやタブレット、パソコン画面サイズに適したサイズでの表示対応を可能とし、様々な環境からのアクセスに適応したサイトとする。

ウ サイトコンテンツを随時当会議担当者にて追加・削除・更新が行える管理システム(CMS)を導入する。

エ 独自ドメインの取得、安全性の高い公開環境の構築および、SSL/TLS 技術による通信の暗号化はもちろんセキュリティ面に十分配慮した構築を行う。

(2) ホームページの開設に係る周知

(1)で作成するホームページのイメージに合わせ「企業等からの一次相談窓口開設」のチラシを作成し、2,000部を印刷する。

(3) その他

業務の目的達成にあたり、(1)(2)以外で必要と考えられる内容を提案することを可とする。

5 納期、成果物および納入場所

(1) 納期

令和8年10月1日(木)とする。

(2) 納品する成果物(以下「成果物」という。)と納入場所

ア 内容と数量等について

- (ア) ホームページ概要書 …… 印刷物1部
 - a サイト構成設計
 - b 基本デザイン(トップページおよび新たに作成した各ページ)
- (イ) HTML ソースコード(htmlソース、CSS、画像データ等) …… 一式
- (ウ) 制作ルールに基づくチェックシート …… 印刷物1部
- (エ) 周知チラシおよび web 掲載用の pdf データ …… 一式
- (オ) 操作マニュアル

イ 納入場所

一般社団法人滋賀県農業会議

(〒520-0807 大津市松本一丁目 2 番 20 号 滋賀県農業教育情報センター2階)

6 留意事項

(1) 機密保護・個人情報保護について

- ア 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を当会議の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- イ 本業務の遂行のために当会議が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに当会議に返却すること。
- ウ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- エ 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- オ 個人情報等の特に重要な情報については、漏洩、改ざんを防ぐため厳重に管理するとともに、本業務の目的以外で利用してはならない。

(2) 著作権等について

- ア 成果物に関する著作権は当会議に帰属するものとし、当会議による複製やデザイン等の改編、当会議および当会議が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、受託者は、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- イ 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、当会議に移転する。
- ウ 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。
- エ 受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

(3) 契約不適合責任について

本業務の成果物(本ウェブサイト)の検収後、1年の間に、正当な理由無く、この仕様書に記載した要件を満たしていないことが判明した場合および受託者の責任とみなされる不具合が生じた場合には、当会議と協議の上、無償で改良すること。

なお、この場合、不足している機能および不具合部分のみを修正することとし、これらの改良のためにユーザーインターフェイスおよび操作内容を変更しないこと。

(4) 法令遵守について

本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)

イ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

(5) 再委託について

本業務の再委託は、原則認めない。

(6) 業務の遂行について

ア デザイン・サイトの構成など、委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、当会議と受託者で協議のうえ決定する。

イ 業務の遂行にあたり、受託者は業務の遂行状況について随時報告するとともに、連携を密にすること。

(7) 変更の対象について

ア 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受託者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受託者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響すると発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。

イ 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受託者の負担において実施するものとする。

(8) その他

ア 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。

イ 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。

ウ 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。

エ 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容(不要ファイルの添付等がないか)、送信方法(BCC に設定されているか等)を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。

- オ 現地調査等を行う場合、原則受託者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受託者身分証明書」を携帯すること。
- カ 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに当会議と協議を行うこと。
- キ その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、当会議と協議の上、定めることとする。